

法人の銀行口座開設について

平成30年3月
内閣官房
日本経済再生総合事務局

法人口座開設手続きの課題

- FATF勧告、CRS等の国際的な要請やその他の金融犯罪対策の趣旨を大前提とし、それをより合理的・効率的に実施できないか。

<課題 1>

- 犯収法/実特法上はオンライン化できるにもかかわらず、法が求める電子証明書（特に商業登記電子証明書）が普及していない。

<課題 2>

- 全銀協通達を通じて、警察庁が各金融機関に審査の厳格化を求めたもの（H24.3）とそれを受けて金融庁が顧客の利便性を求めたもの（H25.9）がともに存在し、各行はその狭間で対応している。必要以上に書類の提出を求めたり、実地調査を行ったりしているのではないか。

<課題 3>

- 実質的支配者（犯収法）、特定法人（実特法）が何を指しているかわかりづらく、顧客に過度なりテラシーを求めている。



今回は、課題 2 及び課題 3 を扱う。

<課題2> 新規設立法人の銀行口座開設

- 平成24年3月、法人口座の利殖勧誘事犯への悪用防止のため、警察庁生安局が法人口座開設時の審査厳格化を要請
- 平成25年9月、上記要請を受け、一部の金融機関において顧客の利便性に対する配慮を欠いた対応が散見。金融庁は顧客の利便性にも配慮を求める



- 金融庁と警察庁が協議して、平成25年9月の要請文書が出されたにもかかわらず、今なお平成24年3月の審査厳格化に関する全銀協通達を画一的に運用している金融機関も存在
- 法人口座開設の審査に当たっては、犯収法に規定される一定の場合以外には、顧客の利便性に配慮し、顧客属性等を考慮した上で規定の書類の確認で足りるとするなど適切な対応が必要



- **社会を取り巻く環境変化を踏まえ、真に必要な取り組みを精査し、新たな文書を出し直す必要があるのではないか。**

実態把握のためのアンケート調査

金融機関へのアンケート

※全銀協の協力を得、その正会員、一部の準会員及び特例会員を対象に実施。118行より回答を得た。

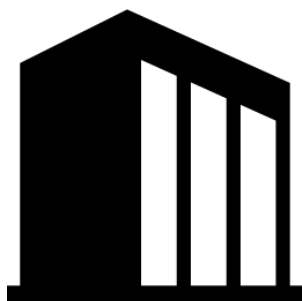


金融機関側の声

- 多くの金融機関においては、平成24年の全銀協通達の内容をあくまで参考として考えており、法人口座開設に係る審査においては「リスクベース・アプローチ」により適切に対応しており一律に厳格な審査を行っていない。
- ただし、対応に苦慮している金融機関も一部存在する。

設立間もない法人へのアンケート

※（株）創業手帳の協力を得、設立間もない法人を対象に実施。73社から回答を得た。



法人側の声

- 設立間もないと謝絶されるのが当然で、複数の金融機関に申し込んでいる。
- 口座開設までに時間がかかりすぎている。

今後の検討について

課題と背景

- 審査する金融機関と申込む法人の間でギャップが存在。
- 平成31年に予定されているFATFの第4次対日審査に向けては、法人口座に係る事業実態の把握の要請やその手続等について実質面での態勢強化が必要となるなど、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等への対策は重要性を増じてきている。



具体策

- 設立間もない法人については、その銀行口座開設時の審査に際して、銀行実務上、どのような書類を徴求し、どういった審査を行うことが実効的か等について、関係機関等の協力を得ながら、引き続き実態把握を行うとともに、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等への対策の趣旨を踏まえた上で、必要な対応について検討する。

<課題3> 法令用語の周知

<実質的支配者とは>

- 実質的支配者とは法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者のことを指す。
- 資本多数決法人である場合は、25%超の議決権を保有する自然人またはそれに類する自然人がいる場合その者が該当

<特定法人（実特法）とは>

- 特定法人とは以下のいずれかに該当しない法人を指す。
 - 上場法人
 - 上場法人と支配関係にある
 - 政府機関等
 - 政府機関等が全額出資している
 - 公共法人、公益法人
 - 報告金融機関等
 - 外国報告金融機関等
 - 純粹持株会社
 - グループ内トレジャリーセンター
 - 直前の事業年度において投資関連所得が50%に満たない



法令の定義に従った説明は、非常に難解である。

- **新規設立法人に関して例示するなど説明に工夫し、分かりやすい周知・広報を行うことが必要ではないか。**

9. 実質的支配者の確認方法

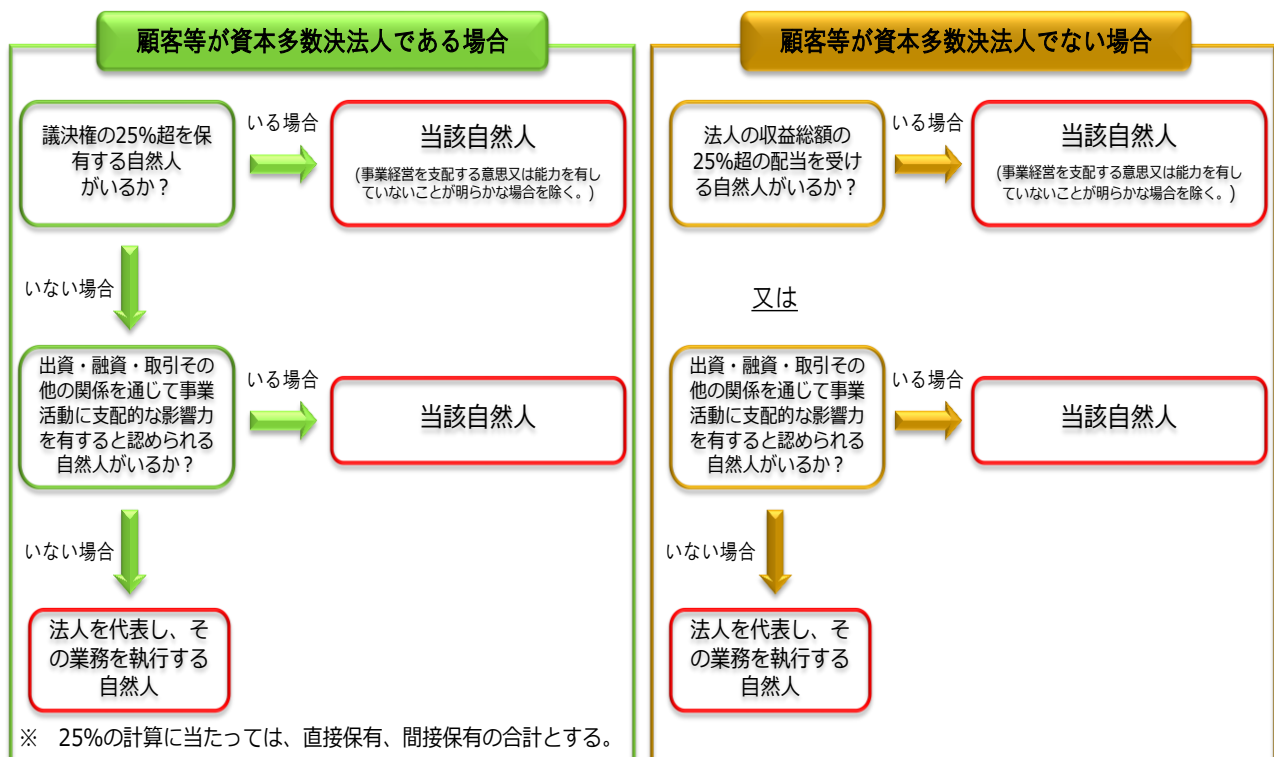
【実質的支配者とは】

実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいい、どのような者が該当するかについては、法人の性質に従って定められています。

なお、平成 27 年の犯罪収益移転防止法施行規則改正（平成 28 年 10 月 1 日施行）により、議決権その他の手段により当該法人を支配する**自然人**まで遡って確認することとされました。（下図参照）

改訂
箇所

※ 例えば、新たに設立する株式会社の銀行口座開設手続を代表者自身が行う際に、この代表者が単独で議決権の 50% 超を保有している場合は、この代表者のみが実質的支配者となります。



※ 資本多数決法人とは、株式会社、投資法人、特定目的会社等を指します。資本多数決法人でない法人には、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社）等があります。

※ 基本的には取引の時点での実質的支配者の該当性を判断することとなりますが、合理的な範囲で近接した時点（例えば、直近の株主総会開催時）での状況により判断することも認められます。

※ 該当する自然人が複数いる場合には、その全てが実質的支配者に該当することとなります。

※ 議決権の 25% 超を保有する自然人（法人の収益総額の 25% 超の配当を受ける自然人）であっても、他に議決権の 50% 超を保有する自然人（法人の収益総額の 50% 超の配当を受ける自然人）が存在する場合は、25% 超の議決権を保有していても（法人の収益総額の 25% 超の配当を受けていても）、実質的支配者に該当しません。この場合、議決権の 50% 超を保有する自然人（法人の収益総額の 50% 超の配当を受ける自然人）が実質的支配者に該当することとなります。

※ 事業経営を支配する意思又は能力を有しないことが明らかな場合は、議決権の 25% 超を有する自然人の主観的要素だけでなく、法人との関係性等の客観的要素も踏まえた上で、社会通念上合理的に判断されます。

「特定法人」に係る周知・広報についての改善策（国税庁）

FAQ・リーフレットの改訂

- CRSのFAQに「特定法人」の該当性を判定するためのフローチャートを追加掲載。（平成30年2月2日公表）
FAQの改訂・フローチャートの追加掲載について、金融庁を通じて金融機関に周知。
- 法人口座開設者用のリーフレット（日本語版・英語版）の裏面に、「特定法人」の該当性を判定するためのフローチャートを追加掲載。（平成30年2月21日公表）

（例）

（リーフレット日本語版・表面）

～ 口座開設等を行う法人の方へ～
金融機関等で法人の方が口座開設等をする際は、「特定法人」に該当するかどうかの確認が必要です！

平成27年度税制改正（平成29年1月1日施行）により、平成29年1月1日以後、新たに国内に所在する金融機関等（銀行、証券会社、信託会社、組合、信託等）で口座開設等を行う方（自然人、法人、組合等）は、金融機関等への口座開設申請書に「特定法人」の欄を記入する必要があります。（※1）

※1 上記には、氏名・住所（名称・所在地）、居住地域、外国の納税者番号などを記載する必要があります。詳しくは、リーフレット「口座開設等を行う方へ～金融機関等で口座開設等をする際は、居住地域等を記載した口座開設書の欄が必ずあります！」をご覧ください。

さらに、口座開設等を行う方が法人である場合、「特定法人」に該当するかどうかを確認していただき、「特定法人」に該当する場合は、その法人の「実質的支配者」に関する住所等について税務当局に申告する必要があります。

【特定法人とは？】

次のいずれかの法人に該当しない場合、その法人は、「特定法人」となります（※2）。

- (1) その発行する株式が外国金融機関取引所又は金融機関取引所において上場されている法人（上場法人）
- (2) 上場法人と他の法人との間に次の関係がある場合における当該他の法人
 - イ いずれか一方の法人が他方の法人を直接又は間接に支配する関係（子会社・孫会社・信託会社）
 - ロ 同一の者が当該上場法人及び当該他の法人を直接又は間接に支配する関係（兄弟会社）
- (3) 国、地方公共団体若しくは日本銀行又は外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは日本の加盟している国際機関
- (4) (3)の法人が資本金、基本金その他これらに準するもの全部を出資している法人
- (5) 収益事業を行っていない非営利法人及び公益法人等
- (6) 日本の報告金融機関等
- (7) 外国の報告金融機関等
- (8) 持株会社（法令又は定款の規定により子会社（報告金融機関等を除きます。）の経営管理等以外の業務を行うことができなことが定められているもの）
- (9) 主として2イ又はロの関係にある法人（報告金融機関等を除きます。）に対する出資、融資その他これらに準する取引を行うことを業務とする法人
- (10) 設立書の提出をする法人の当該提出の日を含む事業年度の直前の事業年度（「直前事業年度」といいます。）が次の要件の全てに該当する場合におけるその法人（※3）
 - イ 直前事業年度の総収入金額のうちその直前事業年度の投資関連所得（利息所得、配当所得等のことをいいます。）に算入される割合が50%に満たないこと。
 - ロ 直前事業年度終了の時の総資産の額のうちその直前事業年度の投資関連所得の基因となるその直前事業年度終了の時の資産の額の合計額の占める割合が50%に満たないこと。

※2 人形など団体や組合員である個人は、法人に該当しないため、特定法人に含まれません。

※3 直前事業年度の無所得の法人は、1イ及びロの要件を充足しないため、0%に該当しません。なお、「特定法人」の判定については、次ページのフローチャートをご覧ください。

【実質的支配者とは？】

法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいいます。どのような者が「実質的支配者」に該当するかについては、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定により、法人の性質に従って決定されます。例えば、株式会社、投資法人、特定目的会社等の議決権の25%を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等が「実質的支配者」に該当します。

（リーフレット日本語版・裏面）【新規追加】

